

奈良フェニックス大学 学則

2024年3月1日改正

(設置目的)

第1条 奈良フェニックス大学は、盛年が、それぞれの無尽蔵を活かし、これからのライフスタイルを学び、仲間づくりを行うとともに、地域社会の将来のための活動を行うにあたっての知識やノウハウを提供するために設置する。

(名称)

第2条 名称は、奈良フェニックス大学とする。

2 英文では、Nara Phoenix College for Active Senior Generation とする。

3 略称は、NAPCO(ナプコ)とする。

(設置者ならびに運営者)

第3条 奈良フェニックス大学(以下、NAPCO という)は、奈良フェニックス大学運営委員会(以下、運営委員会という)が設置し運営する。

2 運営委員会は、NAPCO の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程)

第4条 NAPCO に次の課程を置くものとする。

(1)地域研究科

(2)公開教養講座

2 NAPCO の課程は、運営委員会での協議を経て運営委員長が新設・廃止できるものとする。

(課程の科目等)

第5条 各課程の科目・内容等は、運営委員会での協議を経て運営委員長が別に定める。

2 地域研究科は、講義(座学)、グループワーク、現地実習により構成する。

3 公開教養講座は、講義(座学)提供を基本とし、必要に応じて現地見学会を行う。

(修業年限)

第6条 NAPCO の修業年限は、次のとおりとする。なお、第18条に定める休学期間を除く。

(1)地域研究科は、最大5年間とする。ただし、地域に貢献する研究・地域活動プロジェクトを継続する場合は、そのプロジェクトが終了するまで、修業期間を延長することができる。

(2)公開教養講座は、修行年限を設けない。

(学年)

第7条 NAPCO の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(定員)

第8条 NAPCO の定員は、次のとおりとする。

(1)地域研究科:40名

(2)公開教養講座:100名

(入学資格)

第9条 NAPCO に入学することができる者は、次の条件を満たす者とする。

(1)入学時(4月1日現在)の年齢が満55才以上であること。

(2)これからのライフスタイルを学び、仲間づくりを行うとともに、地域社会の将来のための活動を行うにあたっての知識やノウハウを得ることに意欲をもつ者であること。

2 公開教養講座の受講にあたっては、特に条件を設けない。

(受講料)

第10条 NAPCO の受講料は、次のとおりとする。

(1)地域研究科:1年次は年額45,000円 2年次以降は年額30,000円

(2)公開教養講座:一般受講15,000円(講義12回)を基本とし、在校生、OB・OGの受講料は、運営委員長が定める。

(受講料の納付)

第11条 地域研究科の受講生は、入学前年度の3月末日までに、受講料を納入しなければならない。

2 年度途中の復学者は、復学時に当該年度分の受講料を納入しなければならない。

3 公開教養講座の受講生は、講座開始の1週間前までに受講料を納入しなければならない。

(受講料の免除及び返却)

第12条 受講料の免除及び返却は、次のとおりとする。

(1)年度当初からの休学者が翌年度に受講する場合の受講料は免除とする。

(2)年度途中の休学者への受講料の返却は行わない。

(3)年度途中の退学者への受講料の返却は行わない。

(4)一度納入された受講料は一切返却しない。ただし、学長が正当な理由があると認めた時は、その限りではない。

(5)受講生は、前号ただし書の規定により受講料の返却を求める時は、返却についての正当な理由を書面でNAPCOに届け出なければならない。ただし、返却を求める金額は、当該年度分とし、過去に

遡及しないものとする。

(6)受講生は、前号の規定による届出の結果、返却となった場合において、利子等の請求は、一切できないものとする。

(募集)

第13条 NAPCO のホームページ等に募集要項を掲載し、受講生を募集する。ただし、地域研究科修了生及び退学者の再応募は認めない。

(組織)

第14条 NAPCO に、学長、顧問、講師、地域活動支援アドバイザー、事務局長及び職員を置く。

2 学長は、運営委員会において選任する。学長は、運営委員が兼務することができる。学長は、大学を代表し、大学運営業務を総理する。学長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠学長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 顧問は、運営委員会での協議を経て、運営委員長が任免する。

4 講師は、講義テーマに見識をもつ者を、学長が委嘱する。講師の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠講師の任期は、前任者の残任期間とする。

5 地域活動支援アドバイザーは、学長が任免する。

6 事務局長及び職員は、運営委員長が任免する。

7 事務局業務は、運営委員会での協議を経て、特定の団体またはグループに委託することができる。

(修了)

第15条 地域研究科の修了要件と修了証書は、次のとおりとする。

(1)地域研究科に2年間在籍し修了する者には、「NAPCO 地域修士」の称号を与え、修了証書を授与する。

(2)地域研究科に4年以上在籍し優れた成果を挙げて修了する者には、「NAPCO 地域博士」の称号を与え、修了証書を授与する。

(休学)

第16条 NAPCO は、2年間を限度として休学を認める。

(退学)

第17条 NAPCO は、次に掲げる受講生を退学させることができる。

(1)受講生としての本分に反した受講生

(2)受講料を納入しない受講生

(受講生による運営委員会)

第18条 地域研究科に受講生による運営委員会を置く。

2 受講生による運営委員会は、受講生全員で構成し、地域研究科の自主運営に資する。

(基金)

第19条 NAPCO に基金を設ける。

2 この基金には、善意の市民からの寄附金、受講生グループの活動から生じた収益などを充てる。

3 この基金は、NAPCO の受講生(複数)による、地域づくりに貢献する共同開発活動を支援するために使う。

4 この基金の運用は、基金運用委員会を設置して行う。この委員会の規定は、学長が別に定める。

5 基金運用委員会は、学長が委員長となり、委員(4名以内)は事務局員・地域研究科受講生から学長が指名する。

6 この基金は、特別会計として取り扱う。

7 拠出された基金は、NAPCO が解散するまで返還しない。

(委任)

第20条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(附則) この学則は、2013年1月1日から施行する。

2 この学則は、2013年3月26日から施行する。

3 この学則は、2013年9月21日から施行する。

4 この学則は、2015年3月1日から施行する。

5 この学則は、2015年10月31日から施行する。

6 この学則は、2017年3月1日から施行する。

7 この学則は、2018年2月1日から施行する。

8 この学則は、2018年2月1日から施行する。

9 この学則は、2019年3月15日から施行する。

10 この学則は、2020年3月15日から施行する。

11 この学則は、2021年3月15日から施行する。

12 この学則は、2024年3月1日から施行する。